

## 指定介護機関の指定申請書の提出は不要です

東京都福祉保健局 生活福祉部 保護課 介護担当  
電話03-5320-4059

平成26年7月1日以降に新たに介護保険法の指定・許可を受けたサービスは、指定申請書を提出しなくても、同時に生活保護法の指定介護機関の指定を受けたものとみなされます。

### ○生活保護法の指定を受けると

生活保護の受給者にサービス提供ができます。この場合、介護保険の被保険者が負担するサービス利用料の1割分は、生活保護の公費の対象となり、国民健康保険団体連合会に介護保険の9割分とあわせて請求できます。

○生活保護法の指定は、利用者に生活保護受給者がいなくても受けておくことができます。

○指定介護機関の事業所番号は、介護保険事業所番号と同一番号です。

○生活保護法の指定を受けない場合は、裏面をご覧ください。

(介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設は、生活保護法に基づき必ず指定を受けることになっています。)

## 介護報酬（生活保護の公費）の請求方法等

生活保護の公費の請求方法等の詳細は、「指定介護機関のしおり」をホームページからご覧ください。ホームページは、次のページをご覧ください。以下はその抜粋です。

### ◎介護券に基づく介護報酬の請求

生活保護の公費を請求するには、福祉事務所から「介護券」の交付を受ける必要があります※。介護給付費明細書に記載する受給者番号等は、介護券に記載されています。

#### ○居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者のサービス利用票等の提出

福祉事務所では、サービス提供事業者への介護券の交付は、居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者から提出を受けたサービス利用票とサービス利用票別表をもとに行います。

サービス利用票等の提出は、各福祉事務所が指定する方法によりお願いします。

⇒ p.13「第4 2⑤サービス利用票等の福祉事務所への提出」

※ 生活保護受給者が介護保険の被保険者である場合の居宅介護支援費又は介護予防支援費（ケアプラン作成費）は、全額が介護保険給付となるため、介護券は交付しません。

#### ○居宅療養管理指導の介護券

居宅療養管理指導は、給付管理の対象外となっており、サービス利用票に掲載されずに、福祉事務所の把握が遅れることがあります。介護券の送付が遅れている場合は、被保護者の保護を担当する福祉事務所等にお問い合わせください。

⇒ p.17「第6 2 介護券に基づく請求」

#### ○介護券に本人支払額の記載がある場合の請求

交付された介護券に本人支払額の記載がある場合、その額は生活保護受給者に請求します。

⇒ p.19「第6 3 本人支払額の請求」

## ◎施設入所、短期入所サービス利用に伴う食費、居住費又は滞在費

⇒ p.20、21「第6 4 施設入所、短期入所サービス利用に伴う食費、居住費又は滞在費」

- 生活保護受給者の食費、居住費又は滞在費は、基準費用額及び自己負担限度額を超える費用を請求することができません。
- 生活保護受給者が介護保険の被保険者の場合は、「介護保険負担限度額認定証」の提示を受け、第1段階の特定入所者介護サービス費を国民健康保険団体連合会に請求します。「介護保険負担限度額認定証」は、保護が開始された日の属する月の初日にさかのぼって効力を有します。
- 短期入所生活介護、短期入所療養介護の食費等の利用者負担
  - ・ 介護保険の被保険者、被保険者でない者とも、特定入所者介護サービス費が支給される場合の利用者負担額を、生活保護受給者本人に請求します。
  - ・ 被保険者でない者の場合の福祉事務所への請求  
被保険者でない者（介護扶助10割）の特定入所者介護サービス費相当分は、指定介護機関から直接、福祉事務所に請求します。

## 「指定介護機関のしおり」ダウンロードの方法

東京都 指定介護機関のしおりで検索します。

または、東京都福祉保健局のトップページからご覧ください。

東京都福祉保健局ホームページ「分野別のご案内」> 生活の福祉 >  
生活保護 > 指定介護機関（生活保護法・中国残留邦人等支援法）3 指定介護機関のしおり

## 指定介護機関の指定を受けない場合の手続き

生活保護法の指定を受けない場合は、生活保護法に基づき、東京都に「指定を不要とする旨申出書」を提出します。

❗ 「指定を不要とする旨申出書」を提出すると、利用者が生活保護を開始した場合、あらかじめ指定申請手続きをしないと、生活保護の公費は請求ができなくなります。

- 「指定を不要とする旨申出書」の様式と提出先  
ホームページからダウンロードできます。

東京都福祉保健局ホームページ「分野別のご案内」> 生活の福祉 >  
生活保護 > 指定介護機関（生活保護法・中国残留邦人等支援法）

- 提出期限

介護保険の指定を受けた月の20日までに提出していただくと、指定の解除が速やかです。

- 地域密着型サービスで指定を受けない場合

お手数ですが、東京都に申出書を提出していただくほかに、指定を受けた区市町村の介護保険所管部署に申出書の写しをご提出いただくか、生活保護の指定を受けない旨ご連絡ください。